

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	ひとり親家庭等医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、ひとり親家庭等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

君津市長

## 公表日

令和6年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務
②事務の概要	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第21号)に基づく、医療費助成の事務処理を行う。 事務の内容は、助成資格認定処理、医療費助成などである。 独自利用事務に関する条例を制定し、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	住基基幹システムMISALIO
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年君津市条例第42号。以下「番号条例」という。)第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	君津市健康こども部こども政策課こども家庭支援係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1128

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	独自利用事務に関する条例を制定	番号法第9条第2項並びに君津市個人番号の利用に関する条例第4条別表第1の3	事後	
平成29年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	独自利用事務に関する条例を制定	番号法第19条第8号並びに君津市個人番号の利用に関する条例第4条別表第2の3	事後	
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	岸 行洋	田村 和弘	事後	
令和3年1月22日	II.しきい値判断項目 1. 対象人数 対象人数(いつ時点の計数か)	平成26年10月31日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年1月22日	II.しきい値判断項目 2. 取扱者数 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成26年10月31日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年1月22日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに君津市個人番号の利用に関する条例第4条別表第1の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び君津市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び君津市個人番号の利用に関する条例第4条	番号法第19条第9号及び君津市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部子育て支援課	健康こども部こども政策課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	君津市保健福祉部子育て支援課手当給付係	君津市健康こども部こども政策課こども家庭支援係	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	令和4年4月1日	令和5年6月30日	事後	
令和5年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数の計数時点	令和4年4月1日	令和5年6月30日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の計数時点	令和4年4月1日	令和5年6月30日	事後	
令和6年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例に基づく、医療費助成の事務処理を行う。 事務の内容は、助成資格認定処理、医療費助成などである。	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第21号)に基づく、医療費助成の事務処理を行う。 事務の内容は、助成資格認定処理、医療費助成などである。	事後	
令和6年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び君津市個人番号の利用に関する条例第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年君津市条例第42号。以下「番号条例」という。)第4条	事後	
令和6年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び君津市個人番号の利用に関する条例第4条	番号法第19条第9号	事後	
令和6年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の計数時点	令和5年6月30日	令和6年6月30日	事後	
令和6年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の計数時点	令和5年6月30日	令和6年6月30日	事後	